

# 社会福祉法人 まほろば 役員及び評議員の報酬に関する規程

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人まほろば(以下「まほろば」という。)の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事および評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に規定する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

## (報酬等の取扱い)

第 3 条 役員等には、定款第 8 条及び第 22 条に定めるとおり、報酬等を支給しない。

## (費用)

第 4 条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、役員費用弁償規程に基づき所定の額を支給する。

## (公表)

第 5 条 社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

## (規程の変更)

第 6 条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

## 附則

1 この規程は 平成 29 年 06 月 13 日から施行する。